

副本

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原 告 平和子

被 告 国

書 証 認 否 書

平成29年5月25日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

細 野 道 誙	
岸 田 二 郎	
前 田 和 樹	
久 保 貴 紀	
中 野 雅 文	
松 下 洋	
田 中 真 理 子	
唐 沢 真 一	

被告は、甲A第18号証ないし同第79号証について、次のとおり認否する。
なお、略語等は従前の例による。

第1 甲A第19号証について

成立を否認する。

原告は、2017（平成29）年2月17日付け証拠説明書（以下「原告証拠説明書(2)」という。）において、甲A第19号証の作成者を国連人道問題調整事務所（OCHA）とするが（同説明書・1ページ）、同号証には、「A F P」との文字が入っているなど、国連人道問題調整事務所が作成した文書とは異なるっている。

第2 甲A第26号証について

原本に代えて写しを提出する方法による取調べには異議がある。

甲A第26号証は、原告において当該文書の作成者とする防衛省が公表ないし開示した文書ではなく、原告が防衛省作成の文書の写しとして入手した経緯は不明であり、このような文書を防衛省作成の文書として、原本に代えて写しを提出する方法によって取り調べることには異議がある（民事訴訟法219条、民事訴訟規則143条1項参照）。

第3 甲A第33号証について

成立を否認する。

原告は、原告証拠説明書(2)において、甲A第33号証の作成者を外務省とするが（同説明書・4ページ）、同号証は、外務省が作成したものではなく、内閣府国際平和協力本部事務局が作成した文書である。

第4 甲A35号証について

原本に代えて写しを提出する方法による取調べには異議がある。

甲A第35号証は、原告において当該文書の作成者とする防衛省が公表ないし開示した文書ではなく、原告が当該文書を防衛省作成の文書の写しとして入手した経緯は不明であり、このような文書を防衛省作成の文書として、原本に代えて写しを提出する方法によって取り調べることには異議がある（民事訴訟法219条、民事訴訟規則143条1項）。

以上